

第4回共通到達度確認試験

令和5年1月8日実施

民法

試験時間 15:40～16:55 (75分)

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から30分経過後、終了5分前までの間に限り、解答が終了した場合は途中退出を認めます。解答用紙を提出して退出したときは再入室を認めません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けて、一時退出をしてください。

途中退出の場合も含め、試験終了後は、問題冊子はお持ち帰りください(解答用紙は回収します)。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具(HB・B以外、シャープペンシル等)を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計(計時機能だけのもの)、眼鏡、衛生用品だけです。その他の物(六法、筆箱、眼鏡ケース等)はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また、携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って、カバン等にしまってください。

3. 解答方法

- ・問題は、正誤問題30問と五肢択一問題15問、合計45問あります。
- ・記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。
- ・各問題につき1つのみマークしてください(2つ以上マークすると無効になります)。
- ・誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。
- ・機械で採点しますので、解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。
- ・問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。
- ・問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。
- ・試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- ・自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ①試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ②他人に代わって試験を受けた場合
- ③他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤その他、不正行為を行った場合

* 正解および問題の解説は、本日中(20時頃まで)に公表します。法科大学院協会のウェブサイト(<http://www.lskyokai.jp/>)のメニューから「共通到達度確認試験について」を開き、詳細はこちらをクリックして検索してください。

【改正民法について】

本年度の民法の試験において、令和3年の民法改正(所有者不明土地関係)については、「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第24号)による改正後の法律に基づいて出題されます。

問題 1～30 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1を、誤っている場合には 2を選びなさい。

問題 1

家庭裁判所は、本人の同意がなくても、本人以外の者の請求により、補助開始の審判をすることができる。

問題 2

権利能力のない社団の代表者が社団の名においてした取引上の債務は、その社団の構成員全員に、一個の義務として総有的に帰属するとともに、社団の総有財産だけがその責任財産となる。

問題 3

Aは、父Bの実印を無断でB宅から持ち出し、B名義の委任状を偽造した。Aは、この委任状および実印を用いて、Bから何らの代理権も与えられていないのに、Bを代理してCとの間で消費貸借契約を締結し、50万円を借り受けた。この契約の締結に当たり、Cは、Aに当該行為の代理権があるものと信じており、また、そのように信じたことについて正当な理由があった。この場合に、Bは、Cに対して、消費貸借契約に基づく貸金債務を負う。

問題 4

AとBとの間で、A所有の甲土地をBに売る契約が成立した。その3日後、代金の支払と同時に所有権移転登記がされ、さらに3日後、甲土地の引渡しが行われた。この場合に、甲土地の所有権は、別段の合意がないときは、売買契約の成立時にAからBに移転する。

問題 5

Aは、B所有の自動車甲を賃借し、引渡しを受けた。その後、Cが甲を盗んだ。この場合、AのみならずBも、占有回収の訴えにより、Cに対して甲の返還を請求することができる。

問題 6

所有者のない不動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を直ちに取得することができる。

問題 7

Aは、B所有の甲土地に、A所有の乙土地を要役地とする通行地役権の設定を受け、その旨の登記がされた。この場合において、Aは、当該通行地役権を乙土地から分離してCに譲渡することができない。

問題 8

留置権者は、留置物について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

問題 9

Aは、Bに対して動産甲を売り、甲をBに引き渡した。その後、Bは、Cに対して甲を売り、甲をCに引き渡した。Aは、動産売買先取特権に基づいて甲の競売を申し立て、この競売代金から、Cの債権者に先立って、Bに対する代金債権の弁済を受けることができる。

問題 10

質権を設定する場合に、債務者が被担保債権を弁済しないときは質権者が弁済として質物の所有権を取得する旨の合意をすることはできない。

問題 11

Aは、Bに対する8000万円の金銭債権 α を担保するため、Bが所有する甲土地と乙土地についてそれぞれ第1順位の抵当権の設定を受けた。甲土地と乙土地が同時に競売され、甲土地の売却代金が6000万円、乙土地の売却代金が4000万円である場合、Aは、債権 α の元本に対する弁済として、甲土地の売却代金から4800万円、乙土地の売却代金から3200万円の配当を受けることができる。

問題 12

土地の売買契約が締結されたが、売主が当該契約に基づく債務を履行しないため、買主がその履行を求めるための訴訟の提起・追行または保全命令もしくは強制執行の申立てに関する事務を弁護士に委任した。このとき、買主は、売主に対し、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる額の範囲内のもの限り、これらの事務にかかる弁護士報酬を債務不履行に基づく損害賠償として請求することができる。

問題 13

抵当権の設定された不動産を債務者が譲渡する行為が詐害行為に該当する場合において、当該詐害行為の後に弁済によって抵当権が消滅し、抵当権設定登記が抹消されたときは、債権者は、この不動産の価額から抵当権の被担保債権の額を控除した残額の限度においてのみ債務者の行為を取り消し、受益者に対してその価額の償還を請求することができる。

問題 14

譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、譲受人は、債務者にその債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。

問題 15

AがBに対して金銭債権（ α 債権）を有していたが、ABCの三者間で、この α 債権に代えて、CのBに対する債権（ β 債権）を発生させる更改契約をした。この場合において、当該契約を確定日付のある証書によってしなければ、Cは、 α 債権が消滅し、 β 債権が発生したことを、 α 債権を差し押さえたDに対抗することができない。

問題 16

売買契約において、当事者双方の責めに帰することができない事由によって売主が目的物を引き渡す債務を履行することができなくなったときは、買主の代金支払債務は当然に消滅する。

問題 17

定型約款を準備した者は、定型約款の変更が相手方の一般の利益に適合する場合、その変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意することなく契約の内容を変更することができる。

問題 18

他人の権利を売買契約の目的としたときは、当該契約は無効である。

問題 19

寄託契約において、寄託者が受寄者に報酬を支払う旨の特約があるときは、受寄者は、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、寄託物を保管する義務を負う。

問題 20

不当利得として金銭を受領した者は、その金銭を自らの生活に必要な費用として支出したときは、これを返還する義務を免れない。

問題 21

使用者責任が成立するためには、加害行為をした者とその使用者との間に契約関係が存することを要する。

問題 22

Aは、胎児である間にBから受けた不法行為によって出生後に傷害が生じ、後遺障害が残存したときは、これによる損害について、Bに対して損害賠償を請求することができる。

問題 23

不法行為による損害賠償請求権の消滅時効期間は、加害者が侵害した被害者の権利または法律上保護される利益の種類によって異なる。

問題 24

Aは、他人の子Bを自己の養子にした。この場合に、Bは、Aの実子Cと婚姻をすることができない。

問題 25

A Bの内縁関係がAの死亡によって解消した場合は、Bは財産分与請求権を有しない。

問題 26

A女が子Bを出産した。この場合、A B間の親子関係は、出産という事実によって当然に生ずる。

問題 27

親権を行う者は、善良な管理者の注意をもって、子の財産を管理しなければならない。

問題 28

被相続人Aの子Bが相続を放棄した場合において、Bに実子Cがいるときは、CがBを代襲して相続人となる。

問題 29

成年被後見人が成年後見人の同意を得ずに遺言をした場合，成年後見人は，行為能力がないことを理由に，その遺言を取り消すことができる。

問題 30

遺産分割において配偶者居住権を取得した被相続人の配偶者は，配偶者居住権が設定された建物の所有者の承諾を得なければ，第三者に当該居住建物を使用させることができない。

問題 31～45 [配点：各3点]

以下の問題について、選択肢1～5から解答しなさい。

問題 31

A B間の行為が虚偽表示に当たる場合に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. Aは、Bと通謀して、A所有の甲土地をBに贈与したことを仮装し、所有権移転登記も済ませた。その後、事情を知らないCが、Bから甲土地を買い受けたが、所有権移転登記を経由していない。この場合に、Aは、Cに対して、A B間の贈与の無効を対抗することができる。
- イ. Aは、Bと通謀して、A所有の甲土地をBに贈与したことを仮装し、所有権移転登記も済ませた。次いで、Bは、事情を知るCに甲土地を転売し、Cに対する所有権移転登記をした。その後、事情を知らないDが、Cから甲土地を買い受け、所有権移転登記を経由した。この場合に、Aは、Dに対して、A B間の贈与の無効を対抗することができない。
- ウ. Aは、Bと通謀して、A所有の甲土地をBに贈与したことを仮装し、所有権移転登記も済ませた。その後、Bに対する一般債権者Cが、事情を知らないまま、甲土地を差し押さえた。この場合に、Aは、Cに対して、A B間の贈与の無効を対抗することができない。
- エ. Aは、Bと通謀して、A所有の甲土地をBに贈与したことを仮装し、所有権移転登記も済ませた。その後、Bは、甲土地上に乙建物を建築し、事情を知らないCに乙建物を賃貸した。この場合に、Aは、Cに対して、A B間の贈与の無効を対抗することができる。
- オ. Aは、Bと通謀して、Aを借主、Bを貸主とする消費貸借を仮装した。事情を知らないCが、当該消費貸借に基づく貸金債権をBから譲り受け、Aにその支払を請求した。この場合に、Aは、Cに対し、A B間の消費貸借の無効を対抗することができる。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

問題 32

2020 年 12 月 1 日、A は、B に対して、返済期限を 2022 年 12 月 1 日と定めて 100 万円を貸し付けた（この貸付による貸金債権を α 債権とする）。A は、同時に、C 所有の甲土地に、 α 債権を被担保債権とする抵当権の設定を受けて、順位 1 番の抵当権設定登記を具備した。現在は 2028 年 1 月 8 日であるが、 α 債権は弁済されていない。

この事例に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. B が α 債権の消滅時効を援用することにより、甲土地上の A の抵当権は当然に消滅する。
- イ. C が α 債権の消滅時効を援用することにより、B は α 債権に係る債務を免れる。
- ウ. 2027 年 12 月 20 日に B が α 債権の消滅時効について時効利益を放棄していた場合であっても、C は、 α 債権の消滅時効を援用して、甲土地上の A の抵当権を消滅させることができる。
- エ. 2025 年 12 月 20 日に B が α 債権を承認していた場合には、C は、 α 債権の消滅時効の完成を主張することができない。
- オ. 2021 年 12 月 20 日に、D が、甲土地に、E に対する β 債権を被担保債権とする順位 2 番の抵当権の設定を受けていたとする。D は、 α 債権の消滅時効を援用して自己の抵当権の順位を上昇させることができる。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

問題 33

A所有の甲土地には、Aが植栽した立木乙が生立している。この事例に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 乙について「立木ニ関スル法律」に基づく所有権保存登記（以下「立木法に基づく登記」という）も明認方法も施されていない場合において、Aが甲土地をBに譲渡した。AB間に別段の合意がなければ、Bは、乙の所有権も取得する。
- イ. 乙について立木法に基づく登記がされている場合において、Aが甲土地につきBのために抵当権を設定した。このとき、甲土地に設定された抵当権の効力は、乙には及ばない。
- ウ. 乙について立木法に基づく登記がされていない場合において、Aが甲土地とともに乙をBに譲渡し、甲土地に関する所有権移転登記がされた。その後、Bが乙について明認方法を施さないうちに、AがCに乙を譲渡し、Cがその旨の明認方法を施した。このとき、Cは、Bに対して、乙の所有権を取得したことを対抗することができる。
- エ. 乙について立木法に基づく登記がされていない場合において、Aが乙につきBのために抵当権を設定した。このとき、Bは、明認方法を施すことによって、抵当権の設定を第三者に対抗することができる。
- オ. 乙について立木法に基づく登記がされていない場合において、Aが、乙の所有権を自己に留保してBに甲土地を売却し、甲土地の所有権移転登記がされたが、乙の所有権を留保したことの明認方法は施されないままであった。その後、BがCに甲土地とともに乙を売却し、甲土地に関する所有権移転登記がされた。このとき、Aは、Cに対して、乙の所有権が留保されていることを対抗することができない。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

問題 34

即時取得に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. Aは、B所有の動産甲を賃借していたが、Cに対する債務を担保するため、甲を自己の所有物と偽って、Cとの間で、甲に質権を設定する合意をして甲をCに引き渡した。この場合において、Cが甲に関する質権を即時取得することはない。
- イ. Aは、B所有の動産甲を賃借したまま死亡した。その後、Aを相続したCが甲の占有を開始した。この場合において、Cが甲の所有権を即時取得することはない。
- ウ. Aは、Bから賃借したB所有の動産甲につき、その保管をCに委託していた。Aは、Cに保管させたまま甲をDに売却し、指図による占有移転によって甲をDに引き渡した。この場合において、Dが甲の所有権を即時取得することはない。
- エ. Aは、代理権を有しないにもかかわらず、Bの代理人と称して、B所有の動産甲をCに売却し、その引渡しをした。この場合において、Cが甲の所有権を即時取得することはない。
- オ. 未成年者Aは、その法定代理人Bの同意を得ることなく、A所有の動産甲をCに売却し、その引渡しをした。その後、BがAC間の売買契約を取り消した。この場合において、Cが甲の所有権を即時取得することはない。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

問題 35

抵当権と利用権に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. Aは、Bに対する貸金債権を担保するため、B所有の甲建物に抵当権の設定を受け、その旨の登記をした。次いで、Bは甲建物をCに賃貸し、これをCに引き渡した。この場合において、その占有権原の設定に抵当権の実行としての競売手続を妨害する目的が認められ、その占有により抵当不動産の交換価値の実現が妨げられて抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となるような状態があるときは、Aは、Cに対し、抵当権に基づく妨害排除請求として、上記状態の排除を求めることができる。
- イ. Aは、Bに対する貸金債権を担保するため、B所有の甲建物に1番抵当権の設定を受け、その旨の登記をした。次いで、Bは甲建物をCに賃貸し、これをCに引き渡した。さらにその後、Dは、Bに対する貸金債権を担保するため、甲建物に2番抵当権の設定を受け、その旨の登記をした。この場合において、Dの申立てにより2番抵当権が実行され、Eが甲建物を競売により取得したときは、Cは、Eに対し、甲建物の賃借権を対抗することができる。
- ウ. Aは、Bに対する貸金債権を担保するため、B所有の更地である甲土地に抵当権の設定を受けた。その後、Bは、甲土地上に乙建物を建築した。この場合において、Aの申立てにより甲土地の抵当権が実行され、Cが甲土地を競売により取得したときは、Cは、Bに対し、乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう請求することができない。
- エ. Aは、Bに対する貸金債権を担保するため、B所有の甲建物に抵当権の設定を受け、その旨の登記をした。次いで、Bは甲建物をCに賃貸し、これをCに引き渡した。この場合において、Aの申立てにより甲建物の抵当権が実行され、Dが甲建物を競売により取得したときは、Dの買受けの時から6か月を経過するまでは、Cは甲建物をDに引き渡すことを要しない。
- オ. Aは、Bに対する貸金債権を担保するため、B所有の甲建物に抵当権の設定を受け、その旨の登記をした。次いで、Bは甲建物をCに賃貸し、この賃貸借について登記がされた。Aは、Cの賃借権が競売後も存続することに同意し、その旨の登記がされた。この場合において、Aの申立てにより甲建物の抵当権が実行され、Dが甲建物を競売により取得したときは、Cは、Dに対し、甲建物の賃借権を対抗することができる。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

問題 36

債務の引受けに関する以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 債務者と引受人となる者との契約によって、債務者が債権者に対して負担する債務について併存的債務引受をした場合には、債務者が債権者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。
- イ. 債権者と引受人となる者との契約によって、債務者が債権者に対して負担する債務について併存的債務引受をした場合において、債権者が債務者に対してその債務の全部を免除したときは、引受人も併存的債務引受によって債権者に対して負担した債務を免れる。
- ウ. 債権者と引受人となる者との契約によって、債務者が債権者に対して負担する債務について免責的債務引受をした場合には、債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。
- エ. 免責的債務引受の引受人が債権者に対して負担した債務を履行したときは、債務者に対して求償することができる。
- オ. 債権者、債務者および引受人となる者の三者間の契約によって、債務者が債権者に対して負担する債務について免責的債務引受をした場合には、引受人は、これにより負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもって債権者に対抗することができる。

1. アイ 2. アエ 3. イオ 4. ウエ 5. ウオ

問題 37

相殺に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 建物の賃貸人Aが賃借人Bの賃料不払を理由にA B間の賃貸借契約を解除した。その後、Bは、Aが賃貸借契約を解除する以前に、Bが建物の修繕を行い、Aに対して、AのBに対する延滞賃料債権（ α 債権）の額を超える必要費償還債権（ β 債権）を有していたことに気がついた。この場合において、Bが α 債権と β 債権を対当額で相殺する意思表示をしたときは、Aによる賃貸借契約の解除の効力はさかのぼって消滅する。
- イ. 請負人Aは注文者Bから建物の建築工事を請け負った。そして、Aは、Bに対する請負代金債権（ α 債権）をCに譲渡し、Bに対して確定日付のある証書によりこの譲渡の通知をした。その後、Aは仕事を完成し、建物をBに引き渡したが、建物には契約不適合があり、BはAに対して建物の修補に代わる損害賠償債権（ β 債権）を取得した。この場合において、Bは、Cからの α 債権の履行請求に対し、 β 債権による相殺をもって対抗することができる。
- ウ. Bは、Aから委託を受けて、CのAに対する貸金債権（ α 債権）について、Cとの間で保証契約を締結した。その後、AはCに対して不当利得返還債権（ β 債権）を取得した。この場合において、CがBに対して保証債務の履行を請求したときは、Bは、 α 債権と β 債権を対当額で相殺することにより、 α 債権が消滅した限度で保証債務を免れることができる。
- エ. Bは、Aから委託を受けて、CのAに対する貸金債権について、Cとの間で保証契約を締結した。その後、AがBに対して有する金銭債権（ α 債権）をAの一般債権者Dが差し押さえた。そして、Dによる差押え後に、BがCに対して保証債務を履行し、これによりAに対して求償債権（ β 債権）を取得した。この場合において、Bは、 α 債権と β 債権との相殺をもってDに対抗することができる。
- オ. AはBに対して貸金債権（ α 債権）を有し、BはAに対して不当利得返還債権（ β 債権）を有していたが、 β 債権の消滅時効が完成し、Aはその消滅時効を援用した。この場合において、 β 債権の消滅時効期間が経過する以前に、 α 債権と β 債権とが相殺適状にあったときは、Bは、 α 債権と β 債権を対当額で相殺することができる。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

問題 38

契約の成立に関する以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 契約の申込みをした者は、その撤回をする権利を留保することができない。
- イ. 申込者が対話者に対して承諾の期間を定めなかった契約の申込みは、当該申込者が対話の終了までに承諾がなければその申込みは効力を失う旨を相手方に表示しない限り、対話の終了後も効力を有する。
- ウ. 契約の申込みをした者が、その申込みの通知を發した後に死亡し、その相手方が、承諾の通知を發するまでにその事実を知った。この場合、その申込みは効力を有しない。
- エ. 契約の申込みをした場合において、取引上の慣習により相手方の承諾の通知を必要としないときは、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する。
- オ. 契約の申込みの相手方が、その申込みに変更を加えて承諾をしたときは、契約は、その変更された内容で成立する。

1. アイ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ

問題 39

契約の終了事由に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 使用貸借契約は、借主の死亡によって終了する。
2. 賃貸借契約は、賃借物の全部が滅失した場合には、これによって終了する。
3. 期間の定めのない動産の賃貸借契約は、賃貸人が当該契約の解約の申入れをした場合には、これによって直ちに終了する。
4. 委任契約は、受任者が後見開始の審判を受けたことによって終了する。
5. 寄託契約は、受寄者の死亡によっても終了しない。

問題 40

事務管理に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、いつでもその事務の管理をやめることができる。
- イ. 義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、その事務を管理するに当たって受け取った金銭その他の物を本人に引き渡さなければならない。
- ウ. 義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、本人がその事務の管理の事実を知らないときでも、事務の管理を始めたことを本人に通知することを要しない。
- エ. 義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、本人の意思に反して事務の管理を行い本人のために有益な費用を支出したときは、本人が現に利益を受けている限度においてのみ、本人に対し、その償還を請求することができる。
- オ. 義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、本人の意思を知っているとき、またはこれを推知することができるときは、その意思に従ってその事務を管理しなければならない。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

問題 41

不法行為に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 他人の名誉を毀損した者に対して、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、または損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。
2. 不法行為によって被害者が死亡した場合、これにより支出を免れた将来における被害者の生活費は、加害者が賠償すべき損害額を算定するに当たり、被害者の逸失利益から控除される。
3. 被害者と身分上ないし生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。
4. AとBは、双方の過失によりCに傷害を負わせ、これによる損害の全額について連帯してCに対して賠償責任を負うこととなった。この場合に、AがCに対して損害賠償債務の全額を弁済したときは、Aは、Bに対し、AとBとの過失の割合に従って定められるBの負担部分について求償することができる。
5. 不法行為によって受傷した被害者がその後死亡した場合、被害者の慰謝料請求権は、被害者が生存中にその行使の意思を表明していたときに限り、相続の対象になる。

問題 42

A B夫婦の離婚に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. Bに不貞な行為があった場合であっても、裁判所は、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、Aからの離婚の請求を棄却することができる。
- イ. 婚姻の破綻につきもっぱら責任のあるAが、婚姻を継続し難い重大な事由があることを理由に裁判所に離婚の請求をしても、この離婚の請求は認められない。
- ウ. Aからの離婚の請求を認容する判決が確定した場合も、離婚の届出をしなければ、離婚の効力は生じない。
- エ. Aの財産分与請求権は、相手方Bに離婚につき有責な行為のあったことを要件として、認められる。
- オ. A Bの嫡出子Cは、A Bが離婚した後も、嫡出子としての地位を失わない。

1. アイ
2. アオ
3. イエ
4. ウエ
5. ウオ

問題 43

未成年後見に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 未成年者に対して親権を行う者がいないときは、未成年後見が開始する。
2. 未成年後見人は、未成年被後見人の利益のために未成年被後見人の監護および教育をする権利を有し、義務を負う。
3. 法人は、未成年後見人になることはできない。
4. 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができる。
5. 未成年後見監督人があるときは、未成年後見人と未成年被後見人との利益が相反する行為について、未成年後見監督人が未成年被後見人を代表する。

問題 44

遺産の分割に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 遺産の分割は、相続開始の時から10年を経過する前に行わなければならない。
- イ. 相続開始から遺産分割までの間に、遺産である賃貸不動産から生ずる賃料債権は、当然に遺産分割の対象となる。
- ウ. 相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割をしたときは、価額のみによる支払の請求権を有する。
- エ. 共同相続人の一人が遺産の分割前にその相続分を第三者に譲り渡したときは、他の共同相続人は、1ヵ月以内に、その価額および費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる。
- オ. 遺産分割協議の成立後、相続人の一人が他の相続人に対して遺産分割協議において負担した債務を履行しない場合、他の相続人は債務不履行を理由として遺産分割協議を解除することができる。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

問題 45

Aには、妻B、2人の子C・Dおよび姉Eがいる。Aは、「すべての遺産をCに相続させる」旨の遺言を残して死亡した。Aの遺産は、甲土地（相続開始時の時価 3000 万円）、乙建物（相続開始時の時価 500 万円）、預金 300 万円および現金 200 万円である。債務はない。また、Aは、死亡する半年前に、Eに対して現金 400 万円を贈与している。

この場合に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. Eは、遺留分権利者ではない。
- イ. Dの遺留分は、500 万円である。
- ウ. Dが遺留分侵害額請求権を行使するには、訴えによる必要がある。
- エ. Dは、遺留分侵害額の支払をCに対して請求することはできるが、Eに対して請求することはできない。
- オ. Bが相続の開始後に遺留分を放棄するには、家庭裁判所の許可を受けなければならない。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

【参加学生への告知事項】（再掲）

- 試験の答案は第三者機関が採点処理します。なお、管理委員会および第三者機関は、試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別、入学年）を把握しますが、受験者の個人識別情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。
- 所属する大学における学業成績や司法試験の結果等と比較分析を行う場合があるため、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとの属性情報と成績を、8年間保管します。なお、この比較分析において、受験者が不利益を被ることはありません。
- 全体の採点・分析結果および各大学の採点・分析結果は、各法科大学院に提供され、必要に応じて個々の参加学生に提供されます。その提供方法は、各法科大学院で異なります。